

重要なお知らせです。
必ずご覧ください。

東海大学団体総合補償制度

(団体総合生活保険)

部活動を含む学校生活のもしもを 総合的にサポートする保障制度

自転車事故の高額賠償にも、自身のケガや病気 (A1・B1
タイプ) にも、24時間、365日を補償します。

個人賠償責任保険金
示談交渉サービス付
(国内のみ)

部活動中のケガ
および
病気入院も補償

自動セット

メディカルアシスト
デイリーサポート
介護アシスト



申込締切

2023年 **3月31日(金)**

おすすめ!

インターネット (パソコン・スマートフォン) で
ご加入出来ます。

お申込方法 ①
(インターネット
・カード決済)

Webでのお申込は
1月1日より可能です。

加入方法は同封されているチラシをご確認ください。

自宅で簡単に
ご加入お手続きができます。

お申込方法 ②
(払込取扱票)

同封の払込取扱票〔生徒総合補償制度申込書(加入申込票)〕に
必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局より
お手続きください。

※2023年4月1日以降にお振り込みの場合は振込日翌日から補償開始となります。

※2023年4月30日以降にお振り込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。

学校生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任補償 示談交渉サービス付

生徒本人が日常生活上の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※インターンシップ・アルバイト中や受託品の損壊等の事故も補償の対象となります。

※自動車およびオートバイ（原付を含む）等による賠償事故は対象になりません。

※個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※日本国外での賠償責任事故の場合には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。



2 生徒本人のケガの補償 (傷害補償) 通院1日目から補償

国内外で生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）により死亡または後遺障害が生じた場合、手術した場合、通院や入院した場合に所定の保険金をお支払いします。

※熱中症が生じた場合も補償の対象となります。

※地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



特定感染症の補償

国内外で生徒本人が特定感染症（O-157、エボラ出血熱、MERS、新型コロナウイルス感染症 *1等）を発病し、通院や入院した場合、後遺障害が生じた場合に所定の保険金をお支払いします。

※補償開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となります。

※地震・噴火またはこれらによる津波による特定感染症は補償されません。

*1 2022年11月現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されているので、補償の対象となります。



3 生徒本人の病気補償

◆入院医療保険金 *1

生徒が病気を患い、1泊2日以上入院をされたとき、入院1日につき入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について60日を限度とします。

◆手術医療保険金 *1

生徒が病気を患い、病院等において、その治療を直接の目的として所定の手術 *2または放射線治療 *3を受けられた場合、その内容に応じて手術医療保険金をお支払いします。

*1 保険期間の開始時に既に患っている病気については保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。（ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については保険金のお支払いの対象となります。）

*2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして *4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。

複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



4 扶養者に万一のことがあった場合の補償

※払込取扱票にて、あらかじめ扶養者をご指定いただきます。

◆育英費用（ケガ）

扶養者が国内外でケガにより死亡したり、重度後遺障害を被った場合に育英費用保険金額を一度にお支払いします。

※育英費用（ケガ）については、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

※あらかじめ扶養者〔親権者であり、生徒の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して生徒の生計を主に支えている方〕をご指定いただきます。



サービスのご案内 「日頃様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 *1：24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。



緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：

（いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・電話介護相談：午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834



電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム *1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。 *3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報を提供します。

受付時間：

（いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・法律相談：午前10時～午後6時

・税務相談：午後2時～午後4時

・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時

・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110



法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者 *1、ご親族 *2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の自己負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

保険金額と保険料

保険期間：2023年4月1日 午前0時 より2026年4月1日 午後4時 までの3年間
※2023年4月30日以降にお申込になる場合は、必ず取扱代理店ホームページで中途加入保険料
をご確認ください。

団体割引：10% 職種級別：A

補 償 内 容				スタンダードタイプ			
				A1タイプ	B1タイプ	C1タイプ	
保 険 金 額	1	個人賠償責任 (記録情報限度額500万円)		国内無制限・国外 1億円			
	2	生徒本人の補償	入院保険金日額*1*3	ケガ	3,000円/日	2,000円/日	
			通院保険金日額*2	ケガ	1,500円/日	1,000円/日	
			死亡・後遺障害保険金額	ケガ	300万円	200万円	150万円
	3		病気入院補償	病気	1,000円/日		
			病気手術補償*4	病気	5,000円または10,000円		
	4	が扶養者に万が一の場合の補償	育英費用	ケガ	80万円		
				↓			
保険料(一括払) 天災危険補償				A1タイプ	B1タイプ	C1タイプ	
				41,380円	30,300円	24,800円	

※全てのタイプに天災危険補償・特定感染症補償・熱中症補償・細菌性食中毒等補償が付帯されます。

①上記保険料は職種級別 A の方を対象としたものです。生徒（被保険者—保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種（※）のいずれかに従事される場合は、職種級別 B となり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。

※「自動車運転者」、「建設業者」、「農林業業者」、「漁業業者」、「採鉱・採石業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

②熱中症（日射または熱射による身体の障害）、特定感染症も補償の対象となります。

*1 入院保険金日額は事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りお支払いします。また、1事故について180日を限度とします。

*2 通院保険金日額は事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ1事故について90日を限度としてお支払いします。

*3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、事故の日から180日以内に受けられた手術が対象となります。

*4 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*5「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※この保険契約は学校法人東海大学を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約であり、保険証券は保険契約者に発行されます。加入者には加入者票が発行されます。また保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。被保険者（保険の対象となる方）になれるのは、保険契約者の生徒に限ります。東海大学の団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。（お申し出のあった日が解約日となります。）

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！一度のお手続きで卒業まで安心！

①インターネット・カード決済 **おすすめ!**

インターネット（パソコン・スマートフォン）でのご加入手続きが出来ます。

同封のチラシに記載の URL・QR コードよりお手続き
サイトへアクセスいただけます。

「お手続きはこちらから」をクリックします。

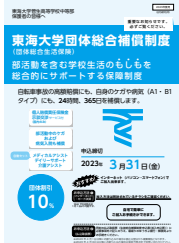


「保護者・扶養者様のお名前（漢字・フリガナ）」「生年月日」「性別」「加入者から見た続柄」「学生・生徒のお名前（漢字・フリガナ）」「生年月日」「性別」「ご職業」を入力します。

②払込取扱票

- パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
- 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要な事項を記入する。
- ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
- 5月中旬頃、加入者票が到着する。

保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。



記入例に従いご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。

振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担です。



加入者票が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者票到着までは受領証を保管してください。
* 送付先は加入者住所です。

※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

万一の事故の時

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（24時間365日受付）
東海ウイング株式会社 0463-97-4141（平日9時～17時）

※事故が発生した場合は直ちに事故の日時、場所、被害者名、事故状況、加入者番号などをご連絡ください。

日本国外での賠償責任事故の場合には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。



<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償については以下の通りです。

	こども傷害補償、個人賠償責任
	〈本人型〉
ご本人*1	○
ご本人*1の配偶者	—
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族*2	—
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚*3のお子様	—

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

- *1. 東海大学付属校・系属校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）で、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
- *2. 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- *3. これまでに婚姻歴がないことをいいます。

❗ 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方」における用語の解説】

配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約（病気による入院）に係る保険料が生命保険料控除※（介護医療用）の対象となります。

控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。（10月頃より受付開始）

※生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	東海ウイング株式会社	〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中141-1 イイダビル4F (TEL 0463-97-4141)	東海ウイング ホームページ はこちら
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 公務第二部文教公務室	〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F (TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)	

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償（こども傷害補償）】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊1をした場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

＊1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

＊2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします＊3。 ＊1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払の対象外の手術があります。 ＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 ＊1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	
特定感染症危険補償特約		特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※ 特定感染症とは 「 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 」第6条第2項から第4項までに規定する 一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症＊1または同条第8項の規定に基づく指定感染症＊2 をいいます。 ＊1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。 ＊2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約	入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院＊1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院＊1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院＊2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をさせても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 ＊1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気＊1 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または 重大な過失 によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気＊2 等
	手術医療保険金	保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術＊1または放射線治療＊2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院＊3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院＊3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 ＊1 傷の処置、切開術（皮膚・鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして＊4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ＊2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 ＊3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 ＊4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	＊1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
育英費用補償特約		扶養者＊1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡または重度後遺障害が生じ 、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
	個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、 保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方ご本人が電車等＊1を運行不能にさせた場合 ■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額＊3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ＊2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 ＊3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物＊2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失＊4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
			＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ＊5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通行行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲につきましても、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約が保険される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約※1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください※2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用財産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- ※1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- ※2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額※1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高齢療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.isa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額※1の増額等はできません。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額※1は、平均月間所得額※2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額※2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

- ※1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額※3×約定給付率とします。
- ※2 直前12か月における保険の対象となる方の所得※4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
- ※3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実と記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごと告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用財産 救済者費用等
生年月日	★★1	★	★	★	★	★★2
性別	—	—	★	★	★★3	—
職業・職務※4	☆※5	☆	—	—	—	—
健康状態告知※6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等※7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（子ども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

- ※1 子ども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- ※2 子ども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- ※3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- ※4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- ※5 交通事故傷害補償のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- ※6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- ※7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

〔所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）〕

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方が自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者※8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に準じて、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知しなければなりません。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- ※8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるが程度の事実を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なり）。
 - a. 婚姻意思※9を有すること
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

- ※9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

〔告知事項〕

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合があります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

〔その他ご連絡いただきたい事項〕

- ※すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額※1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の金額は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- ※4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありまので、あらかじめご了承ください。

- ① 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
 - ② 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
 - ③ 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
 - ④ ご加入者の加入部分※1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分※1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険料を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分※1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

- ※1 ご加入者によりご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等には、お引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していたことと事実は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日※10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります※11。

- 責任開始日※10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません※12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- ※10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- ※11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- ※12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
（例）「現在の医療水準では治様が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認ください。ご確認ください。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

〔傷害補償〕

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合※1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

- ※1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

〔がん補償〕

保険金受取人を特定の方に指定する場合※2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

- ※2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約の注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険料の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この期間中に現在のご加入を解約すると、補償のない期間が発生することがあります。

直しについてご相談ください。

- ※1 直前12か月における保険の対象となる方の所得※2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
 - ※2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
 - 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 〔ご加入後の変更〕
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただけないから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

わせ先)の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されること

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求※1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。

※1 解約日以降に請求することがあります。

※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えること

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後



の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額※1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

※1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご注意ください】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡をお願いします。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容は異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認ください。変更があれば訂正いただく必要がありますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。



Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社に引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等にも利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤賠償、抵当権等の担保権における担保の設定に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等との間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったこと（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することがあります。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と

手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます)



事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険の対象となる方 ☐ 保険料・保険料払込方法
 - ☐ 保険期間 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
2. 加入依頼書等の記入事項につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - お子様（被保険者-保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことを確認いただきましたか？ なお、「職種級別 B に該当する方」に該当する場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。※各区分（A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。
 - 職種級別 A に該当する方：「事務従事者」、販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方
 - 職種級別 B に該当する方：「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「探鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上、6職種）
3. 重要事項説明書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。
 - 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意※1」についてご確認ください。
 - ※1 例えば、個人賠償責任補償特約がある場合、他に同種の契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載されています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページで「ご参照ください」（ご契約により内容が異なったり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。インターネット等によりお手続きや保険料等へ記載するホームページ、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

2022年11月作成

22-T03523